

日進市市民参加及び市民自治活動条例の解説

平成24年10月

日進市市民生活部市民協働課

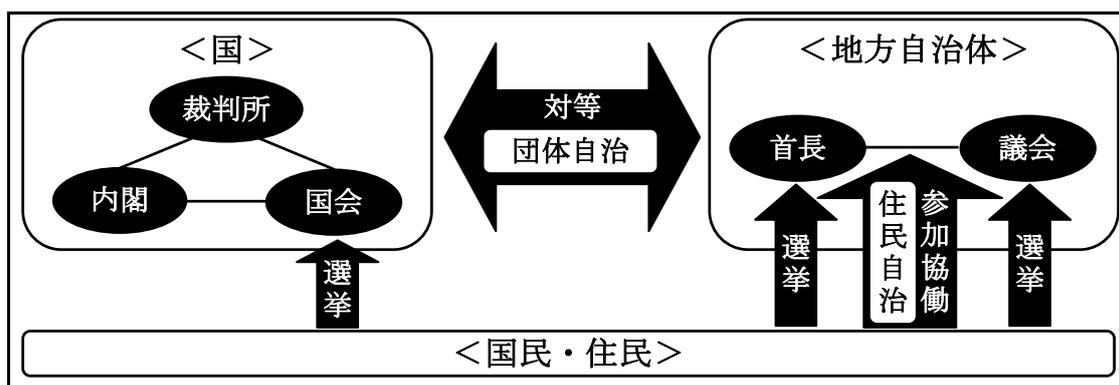
目 次

1	日進市市民参加及び市民自治活動条例制定の趣旨	1
	日進市市民参加及び市民自治活動条例制定の経過	1
2	日進市市民参加及び市民自治活動条例の構成	5
3	日進市市民参加及び市民自治活動条例の解説	6
	前 文	7
	第1章 総則	8
	第1条 (目的)	8
	第2条 (定義)	9
	第3条 (市民の役割及び責務)	12
	第4条 (コミュニティの役割及び責務)	13
	第5条 (市の執行機関の役割及び責務)	14
	第6条 (市議会への市民参加の推進)	16
	第2章 市民参加	17
	第1節 通則	17
	第7条 (市民参加の手続の対象)	17
	第8条 (市民参加の手続の方法)	20
	第9条 (市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)	22
	第10条 (公表の方法)	23
	第2節 附属機関等	24
	第11条 (附属機関等の委員)	24
	第12条 (会議の公開)	25
	第13条 (会議録の作成及び公表)	26
	第3節 ワークショップ	27
	第14条 (ワークショップの公開)	27
	第15条 (ワークショップの運営)	28
	第16条 (開催記録の作成及び公表)	29
	第4節 パブリックコメント手続の実施等	30
	第17条	30
	第5節 意向調査の実施等	31
	第18条	31
	第6節 説明会等の開催等	32
	第19条	32

第3章 市民自治活動の支援及び協働	33
第1節 市民自治活動の支援及び協働の原則	33
第20条	33
第2節 市の執行機関の施策	35
第21条	35
第3節 協働事業の提案	37
第22条（協働事業の提案）	37
第23条（団体登録）	38
第24条（協働事業の報告）	39
第25条（協働事業の評価）	40
第26条（協働事業の公表）	41
第4章 自治推進委員会による協議及び評価	42
第27条	42
第5章 条例の見直し等	43
第28条（条例の見直し）	43
第29条（委任）	44
附 則	45
日進市市民参加及び市民自治活動条例	46
日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則	53

1 日進市市民参加及び市民自治活動条例制定の趣旨

平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体との関係は、上下関係から対等な関係へと変わりました（団体自治の確立）。同時に、地方自治体（行政）に限定されない公共のエリアとしての「新たな公共」を担う市民活動も活発となるなど、市民が自主的に地域の課題や市政に関わりを持つようになってきました（住民自治の拡充）。



こうした背景を受け、本市では平成19年4月に国や県との適切な役割分担のもと、市民参加と協働を柱とする「市民主体の自治」の実現をめざし「日進市自治基本条例」を制定。同年10月から施行しています。

日進市自治基本条例では、「市民主体の自治」を推進するための柱となる「市民参加」と「市民自治活動の支援」のために必要なルールを定めることが規定されており、この規定に基づき制定されたのが「日進市市民参加及び市民自治活動条例」です。

■日進市市民参加及び市民自治活動条例制定の経過

条例の制定にあたっては、平成21年度に設置された区やNPOなどの各コミュニティの関係者及び公募市民の15名で構成する「（仮称）日進市市民参加及び市民自治活動条例検討委員会」のほか、市の職員で構成する「日進市市民参加及び市民自治活動条例庁内検討会議」により検討が重ねられてきました。また、市民を対象とした勉強会の開催や、無作為抽出で選んだ市民による意見交換会などさまざまな市民参加の手法も実施してきました。

制定の過程では、日進市自治推進委員会（日進市自治基本条例の遵守及び見直しに関する事項などを調査審議する機関）での協議も重ねながら、検討委員会より条例骨子案が提言されました。そして、提言された骨子案を基に庁内での意見募集等を行い条例の骨子を作成。パブリックコメント手続を実施した結果、13名の市民から60項目にわたる意見をいただきました。

庁内検討会議では、こうしたさまざまな意見や提案のひとつひとつに対して検討・協議を重ねながら条例案を作成し、議会での十分な議論を経た上で、平成24年3月に「日進市市民参加及び市民自治活動条例」が制定されました。

◆条例制定までの流れ◆

●平成19年度

(仮称) 日進市市民参加条例検討のための基礎調査の実施

※区や自治会のほか市民活動団体やボランティア団体の合計570団体を対象に、本市における市民活動や地域コミュニティ活動の実態についてのアンケート調査を実施。

●平成20年度

・先行事例の調査研究、検討組織の立ち上げ

●平成21年12月～平成22年1月

・条例勉強会の開催(全2回)、職員アンケートの実施

●平成22年1月～平成22年10月

・Café 語らッテ(無作為抽出で選んだ市民による意見交換会)

・条例検討委員会(全8回)

・日進市自治推進委員会(全3回)

●平成22年10月

・検討委員会から、市長へ条例骨子案を提言

●平成22年11月～平成23年3月

・条例骨子案に対する庁内からの意見募集等

・市民参加及び市民自治活動条例(骨子)完成

●平成23年3月

・パブリックコメントの実施

●平成23年6月～平成24年1月

・庁内検討部会(全8回)

・日進市自治推進委員会(全3回)

●平成24年3月

・議会上程(可決)

●平成24年4月～平成24年8月

・条例検討委員有志6名による、条例フォーラム実行委員会(全2回)

・条例制定記念フォーラム

「この日進(まち)への思いを語り合いませんか？」

～みんなで参加 みんなで決めて みんなで行動～

●平成24年10月1日

・条例施行

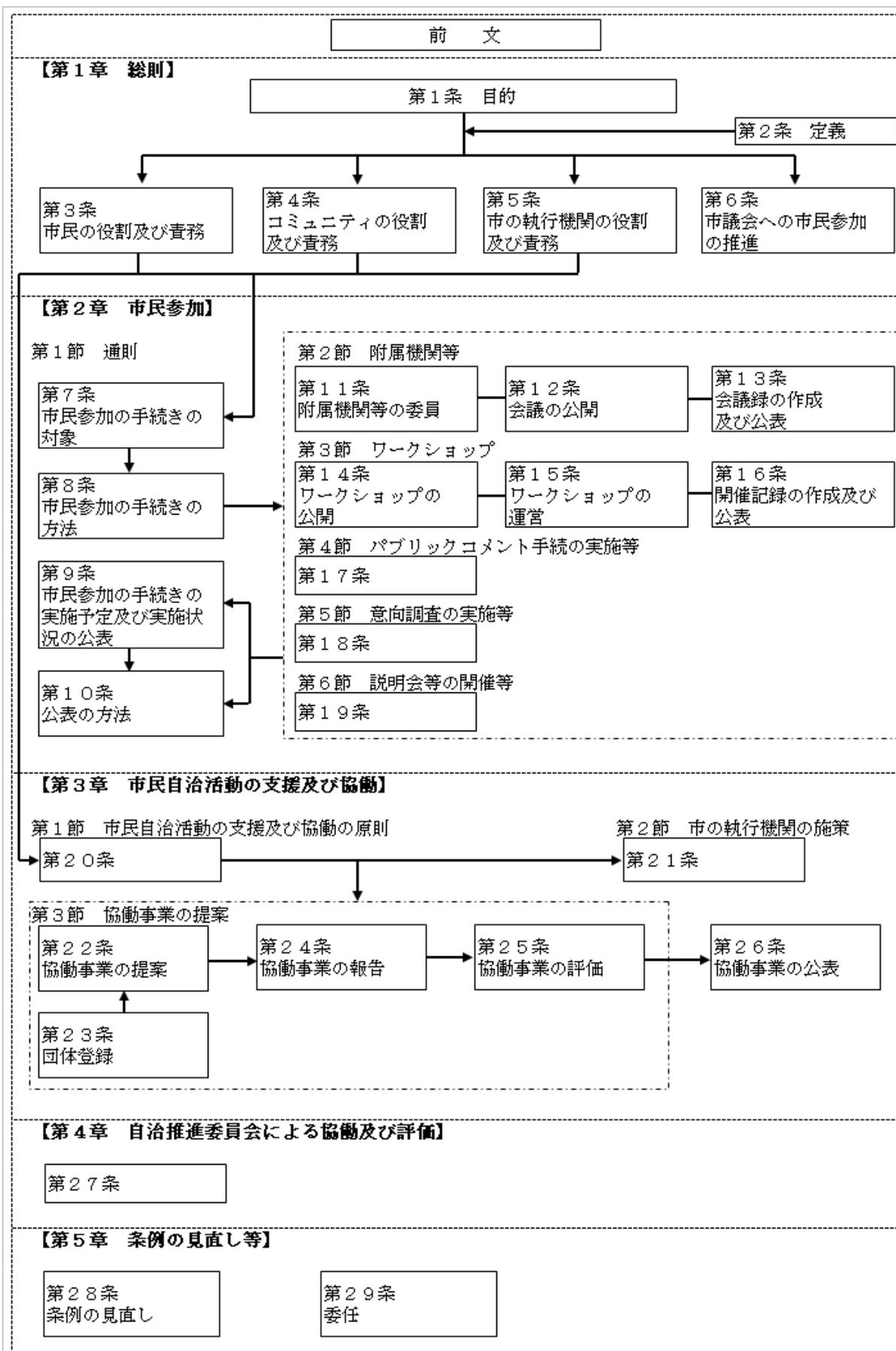
日進市市民参加及び市民自治活動条例 制定経過

年度	月	検討委員会	自治推進委員会	広報等	市職員	事務局	
19		(仮称)日進市市民参加条例検討のための基礎調査 実施					
20		他市町村 先行事例研究、検討組織の立ち上げ					
21	11						
	12	12/12 条例勉強会①					職員アンケート
			12/24			手引き等作成 資料収集・調査	
	1	第1回 1/31	1/31 条例勉強会②				
2			2月 かわら版①				
3	第2回 3/7	3/11	3/1広報特集	3/22 Cafe語らッテ			
22	4	第3回 4/24				会議資料の作成/ 会議録のまとめ 骨子案検討	
	5	第4回 5/15	5/26				
	6	第5回 6/12 第6回 6/26		6月 かわら版②			
	7	第7回 7/17					
	8						
	9	第8回 9/12					
	10		10/13		10/27 条例骨子案の提言		
	11				庁内意見募集 及び回答		条例骨子の検討 パブリックコメント 準備
	12						
	1						
2				3月 条例骨子の完成			
3			3/28				

年度	月	検討委員会	自治推進委員会	パフコメ等	庁内検討	
					条例案	手引書
23	4	報告会 4/3		3/25～5/2 パブリック コメント実施		
	5				↑ パフコメ ↓ 回答検討	
	6		6/17	回答 6/30		↑ 庁内調整 ↓
	7				庁内検討組織設置	
	8				↑ 条例案／施行規則案の検討 ↓	↑ 手引書兼事例集の検討 ↓
	9					
	10					
	11		11/11			
	12	報告会 12/18			法規審査会	
	1		1/12		法規審査会	↑ 庁内最終調整 ↓
	2				法規審査会	
	3		3月 条例案 議会上程(3月28日条例制定)			
			報告会 3/31			

		条例フォーラム	自治推進委員会	広報等	庁内検討	
					条例解説	条例手引き
24	4		4/25			
	5			5/15日号 広報掲載		
	6		6/27		条例解説・手引書検討部会設置	
	7	↑ フォーラム 実行委員会			↑ 条例解説の検討 ↓	↑ 条例手引きの検討 ↓
	8	8/18 条例制定記念 フォーラム	8/8			
	9		9/21			
	10	10月1日 市民参加及び市民自治活動条例 施行日				

2 日進市市民参加及び市民自治活動条例の構成



3 日進市市民参加及び市民自治活動条例の解説

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 市民参加

第1節 通則（第7条－第10条）

第2節 附属機関等（第11条－第13条）

第3節 ワークショップ（第14条－第16条）

第4節 パブリックコメント手続の実施等（第17条）

第5節 意向調査の実施等（第18条）

第6節 説明会等の開催等（第19条）

第3章 市民自治活動の支援及び協働

第1節 市民自治活動の支援及び協働の原則（第20条）

第2節 市の執行機関の施策（第21条）

第3節 協働事業の提案（第22条－第26条）

第4章 自治推進委員会による協議及び評価（第27条）

第5章 条例の見直し等（第28条・第29条）

附則

前文

わたしたちは、日進市が安全で安心して幸せに暮らし続けられるまちであることを望んでいます。

そのためには、市民一人ひとりが責任と役割を自覚して市政に参加するとともに、NPO、住民自治組織等による市民自治活動を通して、市議会や市の執行機関と協働し、課題解決に取り組んでいくことが大切です。

日進市では、これまでも、様々な分野で活発な市民参加や市民自治活動が展開されてきました。このような経緯を踏まえ、今後も市民が主役のまちづくりを継続し、発展させるためには、誰にでも分かりやすいかたちで一定のルールを定めておくことが必要です。

ここに、市民の自主的な参加と市民自治活動を通して、豊かで活力あふれる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

【趣旨】

「前文」では、この条例の制定にあたっての趣旨や目的、基本理念などを述べています。

【解説】

本市では、市民主体の自治の実現を目指し、平成19年4月に日進市自治基本条例を制定し、同年10月から施行しています。

同条例には、市民主体の自治を推進する柱となる「市民参加」と「市民自治活動の支援」のために必要なルールを定めることが規定されており、これに基づいて具体的なルールを定めたのが、今回制定した「日進市市民参加及び市民自治活動条例」です。

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号。以下「自治基本条例」という。）第15条第5項及び第16条第5項の規定に基づき、市民参加及び市民自治活動に関し基本的な事項を定めることにより、市民主体の自治の推進を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的について規定しています。

【解説】

平成19年10月に施行された自治基本条例第15条第5項及び第16条第5項には、市民参加と市民自治活動に関する基本的な事項について、別に条例で定めることが規定されています。これに基づき、市民参加と市民自治活動についての具体的なルールを定めることで、市民主体の自治の推進を図ります。

第2条 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。
- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民参加 市政にかかわる政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の意見を幅広く反映させるために、市民が自主的にかかわることをいう。
- (4) 協働 自治基本条例第3条第2号に規定する協働をいう。
- (5) コミュニティ 自治基本条例第3条第3号に規定するコミュニティをいう。
- (6) 市民自治活動 自治基本条例第3条第4号に規定する市民自治活動をいう。
- (7) 協働事業 市民自治活動についてコミュニティ及び市の執行機関が協働で実施する事業をいう。
- (8) 附属機関等 法律又は条例の定めるところにより調停、審査、諮問又は調査のため市の執行機関が設置する附属機関及び要綱等の定めるところにより専門知識の導入、市政に対する市民の意見の反映等を目的として市の執行機関が設置するものをいう。
- (9) ワークショップ 市民と市の執行機関及び市民同士が一緒に話し合い、自由な議論を通して一定の合意形成を図る手法をいう。
- (10) パブリックコメント手続 第7条第1項各号に規定する事項（以下「対象事項」という。）の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出方法及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて市民の意見を求める手続をいう。
- (11) 意向調査 市の執行機関が調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求める調査をいう。
- (12) 説明会等 市の執行機関が広く市民及び利害関係者に対して対象事項の案を示して説明をし、意見を求める場をいう。

【趣旨】

本条は、この条例で使われる用語のうち、意味を共有しておきたい基本的なものについて規定しています。

【解説】

・第1号「市民」

自治基本条例第3条第1号では、市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等と定め、日進のまちづくりにかかわる

人たちを幅広く「市民」ととらえています。

・ 第2号「市の執行機関」

地方自治法に規定される、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を指します。

・ 第3号「市民参加」

本市の意思形成のそれぞれの過程において、市民の意見を幅広く反映させるために、市民自らが自主的にかかわることを表しています。

・ 第4号「協働」

自治基本条例第3条第2号では、共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることと定めています。

・ 第5号「コミュニティ」

自治基本条例第3条第3号では、住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団と定めています。地縁で結びついて活動を行う集団と福祉や環境といった分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団の両方を含んでいます。

・ 第6号「市民自治活動」

自治基本条例第3条第4号では、市民が、住みよいまちづくりを目指して自主的に行う多様な公益的活動と定めています。

・ 第7号「協働事業」

市民自治活動について、コミュニティと市の執行機関が協働で行う事業と定めています。

・ 第8号「附属機関等」

市の執行機関が、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めにより、調停、審査、諮問又は調査のために設置する機関のほか、要綱等の定めにより、専門知識の導入や市政に対する市民意見の反映等を目的に設置する協議会等が含まれます。

・ 第9号「ワークショップ」

市民と市の執行機関だけでなく、市民同士が共通のテーマに沿って自由な議論を重ねながら、一定の合意形成を図る手法と定めています。

・第10号「パブリックコメント手続」

第7条第1項で規定する、本市の基本的な政策にかかる計画等の策定、変更、改定又は廃止等に関し、事前に案や関連する資料を公表し、意見の提出方法と提出期間を定めて市民の意見を求める手続と定めています。

・第11号「意向調査」

市の執行機関が調査項目を設定し、期間を定めて市民から回答を求める調査と定めています。

・第12号「説明会等」

市の執行機関が第7条第1項で規定する、本市の基本的な政策にかかる計画等の策定、変更、改定又は廃止等の案について説明を行い、市民や利害関係者から意見を求める場と定めています。

第3条 市民の役割及び責務

第3条 市民は、自治の担い手として、市政に関心を持ち、積極的に市政へ参加するよう努めるものとする。

2 市民は、市政への参加に当たっては、自らの責任の範囲で発言し、又は行動するものとする。

3 市民は、市政への参加に当たっては、互いの意見及び立場を尊重するとともに、参加できない市民に対しての説明責任を果たすなど、さまざまな意見及び立場に配慮し、日進市全体の利益を考慮するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民が担う役割や果たすべき責務について規定しています。

【解説】

○第1項 自らが自治の担い手であることを認識し、市政に関心を持ち、可能な範囲で積極的に市民参加等の機会にかかわるよう努めることを定めています。

○第2項 自らの発言や行動が与える影響を自覚しながら、市政に参加することを定めています。

○第3項 たとえ自分とは異なる意見であっても、相手の意見や立場を尊重しながら相互理解を深めるとともに、市政に参加できなかった市民に対しての説明責任を果たすなど、さまざまな意見や立場に配慮するだけでなく、日進市全体の利益にも考慮しながら市政に参加するよう努めることを定めています。

第4条 コミュニティの役割及び責務

第4条 コミュニティは、市民自治活動の主体として、地域の課題解決に取り組むものとする。

2 コミュニティは、市の執行機関から市民自治活動に対する支援を受け、又は協働事業を実施する場合は、その活動の公共性及び公益性について考慮するよう努めるものとする。

3 コミュニティは、自らの市民自治活動が多くの市民に理解されるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、コミュニティが担う役割や果たすべき責務について規定しています。

【解説】

○第1項 市民自治活動の担い手であることを認識して、地域の課題解決に主体的に取り組むことを定めています。

○第2項 市の執行機関からの支援又は協働事業で市民自治活動を行う場合には、常に公共性及び公益性を考慮して活動するよう努めることを定めています。

○第3項 市民自治活動の必要性や成果について、コミュニティ自らが情報提供や説明を行うことで、広く市民に理解されるよう努めることを定めています。

第5条 市の執行機関の役割及び責務

第5条 市の執行機関は、年齢、性別、障害の有無、国籍その他社会的地位によるもの等にかかわらず、誰もが参加しやすい場及び機会を提供しなければならない。

2 市の執行機関は、市民参加及び市民自治活動を推進するため、市政に関する情報を公開しなければならない。

3 市の執行機関は、日進市未来をつくる子ども条例（平成21年日進市条例第24号）の理念にのっとり、子どもの市政への参加を推進するよう努めるものとする。

4 市の執行機関は、あらかじめ市民参加の範囲を明確にするとともに、市民参加の手段によって得られた意見を公平かつ総合的に検討し、施策へ反映するよう努めるものとする。

5 市の執行機関は、市民参加の手段によって得られた意見の検討の経過及び結果について、市民に説明しなければならない。

6 市の執行機関は、市民自治活動の支援及び協働を推進するために、必要な施策を実施し、環境の整備を行わなければならない。

7 市の執行機関は、市民自治活動の支援及び協働の推進について、公平性及び公正性を確保するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が担う役割や果たすべき責務について規定しています。

【解説】

○第1項 市民参加を行うにあたっては、年齢、性別、障害の有無、国籍その他社会的地位等にとらわれることなく、誰もが参加しやすい場や機会を設けることを定めています。

○第2項 市政についての情報を積極的に公開し提供していくことが、市民参加や市民自治活動の推進に欠かせないものとして定めています。

○第3項 日進市未来をつくる子ども条例の理念にのっとり、子どもも一人の市民として、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加し、能力に応じた役割を果たすことができるよう適切な支援に努めることを定めています。

○第4項 市民参加にあたり、あらかじめ市の執行機関及び市民の役割と責任の範囲を明確にするとともに、得られた意見に公平かつ誠実に対応し、施策への反映に努めることを定めています。

○第5項 市民参加によって得られた意見等に対する検討経過及び結果について、市民に公表するなどわかりやすく説明することを定めています。

○第6項 市民自治活動の支援及び協働を推進するにあたり、必要となる施策の実施や環境整備を行うことを定めています。

○第7項 市民自治活動の支援及び協働を推進するにあたり、常に公平性と公正性の確保に努めることを定めています。

第6条 市議会への市民参加の推進

第6条 市議会は、日進市議会基本条例（平成23年日進市条例第1号）の理念にのっとり、市議会への市民参加を推進するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市議会が担う役割や果たすべき責務について規定しています。

【解説】

日進市議会基本条例の理念にのっとり、市議会や市政の情報公開と市民参加を推進することを定めています。

第2章 市民参加

第1節 通則

第7条 市民参加の手續の対象

第7条 市の執行機関は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加の手續を行わなければならない。

- (1) 日進市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃
- (3) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定又は変更

2 市の執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市民参加の手續を行わないことができる。

- (1) 緊急に行わなければならないもの
- (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (3) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの
- (4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するもの

3 市の執行機関は、前項の規定により市民参加の手續を行わないこととしたものについては、その理由を公表しなければならない。

4 市の執行機関は、対象事項以外のものについても、市民参加の手續を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が行う市民参加の手續の対象事項や、市民参加の手續を行わないことができる事項について規定しています。また、市民参加の手續を行わなかった場合には、その理由を公表することも定めています。

【解説】

○第1項 市民参加の手續の対象となる事項を定めています。

本市では、これまでも積極的に市民参加を行ってきましたが、その手續は統一されていませんでした。そのため、統一した市民参加の推進を図ろうと、市民参加の手續を行う対象事項を定めたものです。

・第1号

「日進市の基本構想、基本計画」とは、総合計画における基本構想及び基本計画が対象となります。

「その他基本的な事項を定める計画等」には、都市マスタープラン、環境基本計画、高齢者ゆめプラン等、本市の市政の方向性を定めるものや基本的な方針などを定めるものが該当します。

・第2号

「市政に関する基本方針を定める条例」には、自治基本条例、環境まちづくり基本条例、未来をつくる子ども条例等のほか、この条例が該当します。

「市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例」には、ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例、開発等事業に関する手続条例等が該当します。

・第3号

「市民生活に大きな影響を及ぼす制度」には、ごみの収集方法、子ども医療、小中学校の通学区域等が該当します。また、これらの制度には、第1号や第2号で掲げる計画や条例等に基づいて行われる制度のほか、規則等に基づいて行われる制度もあります。

・第4号

「広く市民の公共の用に供される施設」には、学校、福社会館、保育園等、地方自治法第244条に基づく「公の施設」として条例によって設置されるものが該当するほか、市の執行機関が設置する公園、道路等も含まれます。

ほかにも、施設の運営について、利用時間や利用者の範囲のほか、利用方法や利用手続など、市の執行機関の裁量で決めることができる事項については、市民参加の手続の対象となります。

なお、指定管理制度の導入については、施設の運用に関する他の事項（施設の利用時間など）と一体で議論することが適当であるため、制度の導入のみを市民参加の手続の対象とすることは望ましくありません。ただし、施設の運用に関する他の事項と一体で議論することが可能であれば、市民参加の手続の対象とすることも可能です。

○第2項 市民参加の手続の適用除外とできる事項について定めています。

第1項に該当する事項であっても、次の各号に該当する場合には市民参加の手続を行わないことができます。ただし、市民参加の手続を行うことを否定するものではありません。

・第1号

災害発生時など、市の執行機関としての意思決定を迅速に行わなければならない場合等が該当します。

・第2号

税法及びこれに基づく政令・省令によって、一定の基準が示されているもの等が該当します。

・第3号

職員人事、職員研修、職員定数のほか、会計、契約に関する規則等、市の執行機関が自らの責任と意志で決定すべき事項が該当します。

・第4号

地方自治法第74条第1項では、直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」に関するものについては対象外となっているため、これに準じます。

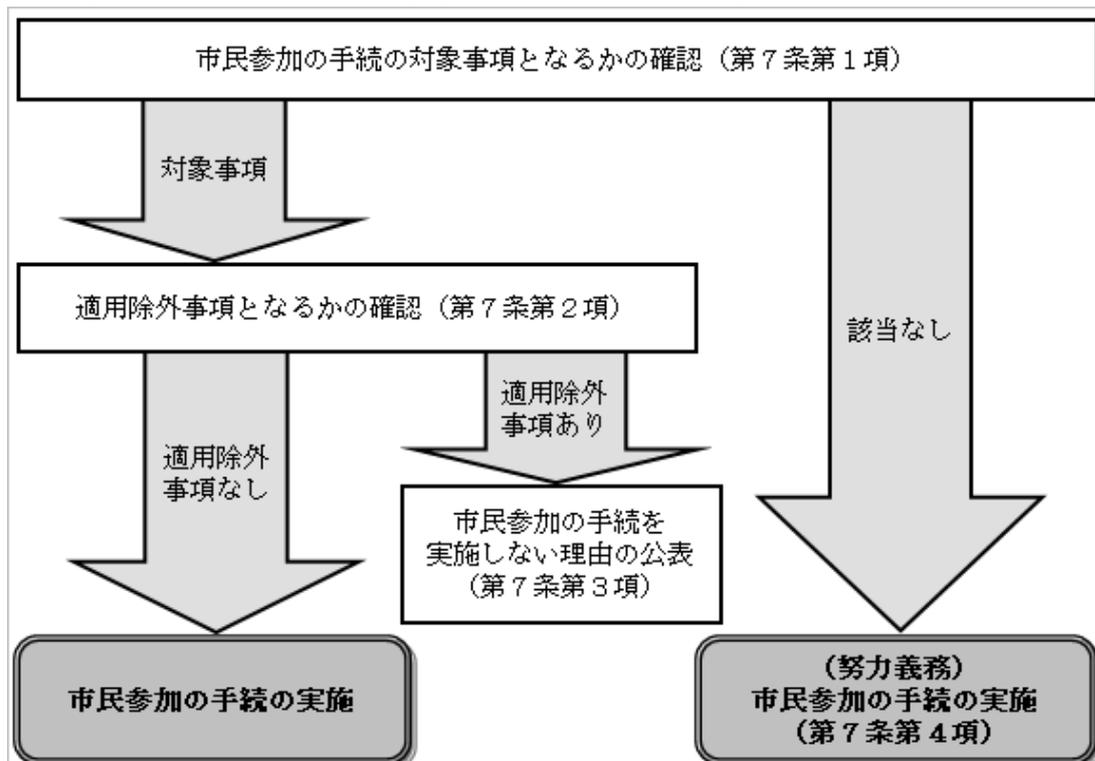
「その他金銭の徴収に関するもの」とは、介護保険料等が該当します。

○第3項 第2項の規定により市民参加の手続を行わなかった場合、その理由を公表することを定めています。

公表は、第9条に規定する「市民参加の手続の実施状況の公表」の中で行います。

○第4項 第1項で掲げた対象事項以外にも、市民参加の手続を行うよう努めることを定めています。

※第7条をフロー図で示すと、次のようになります。



第8条 市民参加の手法の方法

第8条 市の執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手法を行うときは、市民参加の手法によって得られた意見を施策に反映できるよう、適切な時期に次に掲げる手法のうちから、2以上の手法により行わなければならない。

- (1) 附属機関等の設置
- (2) ワークショップの開催
- (3) パブリックコメント手法の実施
- (4) 意向調査の実施
- (5) 説明会等の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める手法

2 前項の規定にかかわらず、法令に基づき実施する対象事項で、当該法令に市民からの意見の聴取に関する手法が定められているものについては、当該法令に定められている市民からの意見の聴取に関する手法（以下「法定手法」という。）が1の手法の場合には、同項各号に掲げる手法のうち法定手法とは異なるものを1以上の手法により行わなければならない。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が行う市民参加の手法の方法について規定しています。

【解説】

○第1項 第7条第1項の規定による市民参加の手法を実施する場合、本条で規定する2つ以上の手法で行うことを定めています。

市民参加の手法は、対象となる事項の性質のほか、市民への影響などを考慮した上で選択するとともに、できるだけ多くの市民が参加しやすいように工夫することが必要となります。また、全体のスケジュールを考慮しながら、十分な議論を行うことができるとともに、市民の意見を施策に反映することができる余地がある段階で市民参加の手法を行う必要があります。

・ 第1号「附属機関等の設置」

第11条から第13条で規定しています。

・ 第2号「ワークショップの開催」

第14条から第16条で規定しています。

・ 第3号「パブリックコメント手法の実施」

第17条で規定しています。

・ 第4号「意向調査の実施」

第18条で規定しています。

・第5号「説明会等の開催」

第19条で規定しています。

・第6号

市民参加の手続には、プラーヌンクスツェレ（※1）や討論型世論調査（※2）など、さまざまな方法があります。そのため、別に効果的と考えられる方法がある場合には、前各号に掲げるもの以外の方法として実施することができます。

- ※1 無作為抽出で選ばれた市民が、一定期間にそのまちの課題について討議し、解決策を提案する方式。
- ※2 1回目の世論調査の後、テーマをめぐって討論のための資料や専門家から十分な情報提供を受け、小集団と全体会議で討論を重ねた後に、再度、調査を行い意見や態度の変化を見る方法。

これらの方法は、単に「多数意見＝市民の総意」とするのではなく、市民同士が議論を交わすことによって出される、より深い見地に立った上での意見こそが大切であるとの考え方から注目されている新しい市民参加の方法です。

○第2項 市民参加の手続を実施するにあたり、法令等において「市民からの意見の聴取に関する手続」が定められている場合（例：〇〇計画の縦覧等）は、それに基づく手続のほかに、第1項第1号から第5号までに掲げられているものから1つ以上の方法を行うことを定めています。

これにより、第1項で定めている「2つ以上の方法」を併用することになります。

第9条 市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表

第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手續の実施予定及び前年度における市民参加の手續の実施状況を取りまとめて公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、市民参加の手續の実施予定と結果の公表について規定しています。

【解説】

当該年度において「いつ」「何の事項について」「どのような市民参加の手續を行うのか」等の実施予定及び、前年度における「手續の結果はどうだったのか」等の情報を、毎年度公表することを定めています。

第10条 公表の方法

第10条 この条例の規定による公表は、次に掲げる方法のうちから、2以上の方法により行わなければならない。

- (1) 当該公表事項を所管する部署の窓口、情報公開窓口又は日進市の公共施設での閲覧又は配布
- (2) 日進市の広報紙への掲載
- (3) 日進市のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

【趣旨】

本条は、この条例における公表の方法について規定しています。

【解説】

情報の公開は市民参加の前提となるため、公表を行うにあたっては、本条で規定する2つ以上の方法で行うことを定めています。

・第1号

公表事項を所管する部署の窓口、情報公開窓口又は本市の公共施設での閲覧や配布による方法。

・第2号

広報にっしんへの掲載による方法。

・第3号

市ホームページへの掲載による方法。

・第4号

前各号に掲げるもの以外で、市の執行機関が適当と認めた方法。

第2節 附属機関等

第11条 附属機関等の委員

第11条 市の執行機関は、附属機関等の委員（以下「委員」という。）について、別に定めるところにより、性別、年齢構成、委員の在任期間、他の附属機関等の委員との兼職状況等に配慮し、選任しなければならない。

2 市の執行機関は、委員の選任に当たっては、公募により選考する市民を含めなければならない。ただし、附属機関等の設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。

3 委員の公募に関して必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が附属機関等の委員を選任する際に留意すべき事項について規定しています。

【解説】

○第1項 さまざまな立場や経験を持った市民が多様な意見をもとに議論できるよう、次の事項等に配慮することを定めています。

- ・性別や年齢構成に偏らないよう配慮する。
- ・同一人が何年も委員であったりすることがないように配慮する。
- ・同一人がいくつもの附属機関等の委員であったりすることがないように配慮する。

○第2項 市民の目線に立った多様な考え方を反映するために、委員には公募による市民を含めることを定めています。ただし、設置する附属機関等が個人情報にかかわることを審議する場合や高度に専門的な知識が要求される場合のほか、法令等において委員構成が定められている場合など公募が適当でない場合は、公募市民を含めないことができます。

○第3項 委員の公募に関して必要な事項については、別に定めることとしています。

第12条 会議の公開

第12条 市の執行機関は、附属機関等の会議を開催しようとするときは、開催日時、開催場所、議題、傍聴の手續等を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

2 附属機関等の会議は、公開しなければならない。ただし、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

3 市の執行機関は、附属機関等の会議の公開に当たっては、非公開情報を除き、当該会議の会議資料を傍聴者の閲覧に供しなければならない。

4 第2項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、あらかじめその理由等を公表しなければならない。

5 第2項に規定する会議の公開については、市の執行機関が別に定める。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が開催する附属機関等の会議の公開について必要な事項を規定しています。

【解説】

○第1項 附属機関等の会議の開催にあたり、開催日時、場所、議題及び傍聴の手續等の情報を事前に公表することを定めています。ただし、災害時等緊急に会議を行う必要がある場合には、公表しないことができます。

○第2項 会議を開催する場合は、公開で行うことを定めています。ただし、個人情報にかかる審査等、特別な理由がある場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

○第3項 会議の公開にあたり、非公開情報（※1）を除く会議資料について傍聴者の閲覧に供することを定めています。

※1 特定の個人が識別される情報、企業秘密など法人等の正当な利益を害する情報、生命の保護や公共の安全の確保に支障が生じるおそれのある情報などが該当します。

○第4項 第2項の規定により、会議の全部又は一部を非公開とした場合は、第1項に規定する事前公表の際に、その理由も公表することを定めています。

○第5項 第2項に規定する会議の公開方法については、別に定めることとしています。

第13条 会議録の作成及び公表

第13条 市の執行機関は、附属機関等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、附属機関等の会議の会議録の作成及び公表について規定しています。

【解説】

附属機関等の透明性の確保と情報の公開のためにも、附属機関等の会議録を作成し、非公開情報を除いて公表することを定めています。

第3節 ワークショップ

第14条 ワークショップの公開

第14条 市の執行機関は、ワークショップを開催しようとするときは、開催日時、開催場所、議題、傍聴の手續等を公表しなければならない。

2 ワークショップは、公開しなければならない。

3 市の執行機関は、ワークショップの公開に当たっては、当該ワークショップで使用する資料を傍聴者の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が開催するワークショップの公開について必要な事項を規定しています。

【解説】

○第1項 ワークショップの開催にあたり、開催日時、場所、議題及び傍聴の手續等の情報を事前に公表することを定めています。

○第2項 ワークショップを開催する場合は、公開で行うことを定めています。

○第3項 ワークショップの公開にあたり、使用する資料について傍聴者の閲覧に供することを定めています。

第15条 ワークショップの運営

第15条 市の執行機関は、ワークショップを開催するときは、分かりやすい資料の作成及び説明を行うよう努め、市民と市の執行機関及び市民同士と一緒に話し合い、自由な議論を通して一定の合意形成を図ることができるような運営に努めるものとする。

2 ワークショップの参加者は、その運営に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、ワークショップの運営にあたり、市の執行機関及び参加者が留意する事項について規定しています。

【解説】

○第1項 市の執行機関は、ワークショップを運営するにあたり、参加者が一定の合意形成を図れるよう努めることを定めています。

合意形成のためには、分かりやすい資料の作成及び説明に努めるとともに、実施回数やファシリテーター（※1）の選任の検討等も含め、参加者が発言しやすい環境づくりも必要となります。

※1 中立的な立場で参加者の発言を促し、より多くの参加者を議論に参加させることで合意形成に導く役割を果たす人。

○第2項 参加者自身も、意見や考えについて責任を持って発言するとともに、他の意見にも耳を傾ける（傾聴）など、ワークショップの運営に協力することを定めています。

第16条 開催記録の作成及び公表

第16条 市の執行機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、ワークショップの開催記録の作成及び公表について規定しています。

【解説】

ワークショップの透明性の確保と情報の公開のためにも、ワークショップの開催記録を作成し、非公開情報を除いて公表することを定めています。

第4節 パブリックコメント手続の実施等

第17条 パブリックコメント手続の実施等

第17条 市の執行機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象事項の案、意見の提出方法、意見提出期間等を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、パブリックコメント手続を実施するに当たり、分かりやすい資料の作成及び説明を行うよう努めるものとする。

3 市の執行機関は、パブリックコメント手続によって提出された意見（以下「提出意見」という。）を考慮して、対象事項についての意思決定を行うよう努めるものとする。

4 市の執行機関は、提出意見の内容及び提出意見を考慮した結果（対象事項の案の修正を行った場合はその内容を含む。）を公表しなければならない。

5 パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が実施するパブリックコメント手続について必要な事項を規定しています。

【解説】

○第1項 パブリックコメント手続の実施にあたり、対象事項の案、意見の提出方法、意見提出期間等の情報を事前に公表することを定めています。

○第2項 対象事項の内容等に応じて、分かりやすい資料の作成及び説明に努めることを定めています。

○第3項 提出意見を公平かつ総合的に検討した上で、対象事項に取り入れるかどうかの意思決定に努めることを定めています。

○第4項 提出意見の内容とともに、その意見を考慮した結果（対象事項の案を修正した場合はその内容も）について公表することを定めています。

○第5項 パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、別に定めることとしています。

第5節 意向調査の実施等

第18条 意向調査の実施等

第18条 市の執行機関は、意向調査を実施しようとするときは、実施時期、目的、対象者、内容等を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、意向調査を実施するに当たり、分かりやすい資料の作成を行うよう努めるものとする。

3 市の執行機関は、意向調査を実施したときは、その結果を、非公開情報を除き、公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が実施する意向調査について必要な事項を規定しています。

【解説】

○第1項 意向調査の実施にあたり、実施時期、目的、対象者、内容等の情報を事前に公表することを定めています。

○第2項 調査項目や回答方法の工夫のほか、調査項目に関する解説を加えたりするなど、市民が回答しやすい調査方法に努めることを定めています。

○第3項 意向調査の透明性の確保と情報の公開のためにも、意向調査の結果を作成し、非公開情報を除いて公表することを定めています。

第6節 説明会等の開催等

第19条 説明会等の開催等

第19条 市の執行機関は、説明会等を開催しようとするときは、開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、説明会等を開催するに当たり、分かりやすい資料の作成及び説明を行うよう努めるものとする。

3 市の執行機関は、説明会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が開催する説明会等について必要な事項を規定しています。

【解説】

○第1項 説明会等の開催にあたり、開催日時、開催場所、議題等の情報を事前に公表することを定めています。

○第2項 配布資料や説明方法の工夫のほか、説明事項に関する解説を加えたりするなど、市民が理解しやすい説明会等に努めることを定めています。

○第3項 説明会等の透明性の確保と情報の公開のためにも、説明会等の開催記録を作成し、非公開情報を除いて公表することを定めています。

第3章 市民自治活動の支援及び協働

第1節 市民自治活動の支援及び協働の原則

第20条 市民自治活動の支援及び協働の原則

第20条 市の執行機関が市民自治活動を支援し、又はコミュニティ及び市の執行機関が協働を推進するに当たっては、次に掲げる原則を遵守しなければならない。

- (1) 対等の原則 対等な立場に立ち、互いの自主性及び自立性を尊重する。
- (2) 相互理解の原則 互いの立場及び特徴に違いがあることを認識し、相互の信頼関係を築く。
- (3) 共有の原則 解決すべき課題並びに協働事業の目的、目標及び実施に必要な情報を相互に提供し、共有する。
- (4) 役割分担の原則 互いの立場及び特徴を活かした役割及び責務を果たす。
- (5) 透明性の原則 市民自治活動の支援及び協働の過程における情報を公開し、透明性を確保する。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が市民自治活動を支援する場合や、コミュニティ及び市の執行機関が協働を推進する際に遵守すべき原則について規定しています。

【解説】

・第1号「対等の原則」

コミュニティと市の執行機関は、上下の関係ではなく、ともに自治の主体として対等なパートナーであることを認識し、お互いの活動において自主性及び自立性を尊重することを定めています。

・第2号「相互理解の原則」

コミュニティと市の執行機関は、その成り立ちや構成メンバーのほか、行動原理や価値観などが異なるため、お互いの立場や特徴の違いを認識し、信頼関係の形成を築くことを定めています。

・第3号「共有の原則」

コミュニティと市の執行機関は、解決すべき課題や協働事業によって達成しようとする目的、目標及び実施に必要な情報をお互いに提供し、共有することを定めています。

・第4号「役割分担の原則」

コミュニティと市の執行機関は、お互いの立場と特徴を活かせるよう、あらかじめ適切な役割分担を行うとともに、役割に応じて責任も分担することを定めています。

・ 第5号「透明性の原則」

コミュニティと市の執行機関は、透明性の確保と情報の公開のためにも、市民自治活動の支援及び協働の過程について公開することを定めています。

第2節 市の執行機関の施策

第21条 市の執行機関の施策

第21条 市の執行機関は、市民自治活動を支援し、コミュニティとの協働を推進するために、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 日進市が設置する活動拠点の管理運営に関すること。
- (2) 市民自治活動への助成に関すること。
- (3) 市民自治活動に関する情報の受発信に関すること。
- (4) コミュニティにおける交流の場づくりに関すること。
- (5) コミュニティ及び市職員の人材の育成等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民自治活動の支援及び協働の推進に必要なこと。

2 市の執行機関は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たり、必要に応じてコミュニティと連携を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の執行機関が市民自治活動を支援し、コミュニティとの協働を推進するために実施する施策について規定しています。

【解説】

○第1項 市の執行機関が市民自治活動を支援し、コミュニティとの協働を推進するために努める施策を定めています。

・第1号

本市が設置する、市民自治活動の拠点施設となる「にぎわい交流館」の管理運営について定めています。

・第2号

補助金や助成金等、市民が行う自主的で公益的な活動を支援する制度がありますが、今後も活動の発展段階に応じた支援ができるよう、制度の改善等に努めていくことを定めています。

・第3号

にぎわい交流館ホームページ、メールマガジン、チラシの設置等、さまざまな手法を通じて、市民自治活動に関する情報の収集や発信に努めることを定めています。

・第4号

市民とコミュニティとを結びつける交流の場づくりに努めることを定めています。

これにより、新たな市民が既存コミュニティに参加することによる担い手の広がりや、複数のコミュニティの連携など、新しい活動の展開等が期待されます。

・第5号

コミュニティのスキルアップに関する講座や市職員が市民自治活動やコミュニティとの協働に対する理解を深める研修を行うなど、人材育成に努めることを定めています。

・第6号

前各号に限らず、市民自治活動の支援と協働の推進に必要な施策に努めていくことを定めています。

○第2項 第1項に掲げられている施策を実施するにあたり、市の執行機関が単独で行うよりも、より効果の高い施策を実施できる場合など、必要に応じてコミュニティとの連携に努めることを定めています。

第3節 協働事業の提案

第22条 協働事業の提案

第22条 コミュニティは、市の執行機関に対して、協働事業の提案を行うことができる。

2 市の執行機関は、前項の提案があった場合は、その内容を審査し、当該提案をしたコミュニティに対して、審査の結果を説明しなければならない。

3 協働事業の提案に関して必要な事項については、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、コミュニティからの協働事業の提案について規定しています。

【解説】

○第1項 コミュニティは、市の執行機関と協働することで、より高い成果が得られると考えられる事業について提案を行うことができることを定めています。

○第2項 市の執行機関は、コミュニティから協働事業の提案があった場合、提案内容を審査し、その結果をコミュニティに説明することを定めています。

○第3項 協働事業の提案に関して必要な事項については、別に定めることとしています。

第23条 団体登録

第23条 協働事業の提案を行おうとするコミュニティは、あらかじめ市長に申請し、団体登録を受けなければならない。

2 市長は、必要に応じて団体登録の内容を公開することができる。

3 団体登録の手続に関して必要な事項については、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、コミュニティの団体登録について規定しています。

【解説】

○第1項 協働事業の提案を行うコミュニティの前提条件について定めています。

提案を行うコミュニティは、公益的な活動を実施していることが前提となります。

そのため、あらかじめ団体登録を受けることで、団体として最低限の要件が備わっているかの確認を行うものです。

○第2項 団体登録の内容の公開について定めています。

コミュニティの活動内容等の情報を提供することで、市民自治活動に興味を持ち、新たな活動の担い手となる市民が増えることを目指しています。

○第3項 団体登録の手続に関して必要な事項については、別に定めることとしています。

第24条 協働事業の報告

第24条 コミュニティは、協働事業が完了したときは、事業報告書を市の執行機関に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、コミュニティが行う協働事業の報告について規定しています。

【解説】

コミュニティは、協働事業の成果を市の執行機関と共有するため、協働事業が完了したときには、事業報告書を提出することを定めています。

第25条 協働事業の評価

第25条 コミュニティ及び市の執行機関は、前条の事業報告書に基づき、協働事業の評価を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、コミュニティと市の執行機関が行う協働事業の評価について規定しています。

【解説】

コミュニティと市の執行機関は、協働事業を実施した場合、その評価を行うことを定めています。

具体的には、第24条で規定する事業報告書に基づいて評価を行います。共有する目的や目標に対する成果や適切な役割分担についての確認など、評価を通してよりよい協働事業の実施を目指します。

第26条 協働事業の公表

第26条 市の執行機関は、第20条第5号に規定する透明性の原則に基づき、協働事業に関する情報を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、コミュニティと市の執行機関が行う協働事業の公表について規定しています。

【解説】

協働事業の透明性の確保と情報の公開のためにも、協働事業の提案内容、審査結果、事業報告書や評価内容などについて公表することを定めています。

第4章 自治推進委員会による協議及び評価

第27条 自治推進委員会による協議及び評価

第27条 日進市自治推進委員会条例（平成19年日進市条例第30号）の規定により設置される日進市自治推進委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に基づく市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項を協議するとともに、定期的な評価を行い、その結果を市長に答申するものとする。

【趣旨】

本条は、自治推進委員会（※1）による協議及び評価について規定しています。

※1 日進市自治基本条例第27条、第28条の規定に基づき、参加と協働による市民主体の自治を推進するため、自治基本条例の遵守及び見直し、並びに委任条例の推進に必要な事項の協議及び評価等を調査審議する機関。

【解説】

この条例に基づく、市民参加及び市民自治活動の支援及び協働に必要な事項を協議する第三者機関として、日進市自治推進委員会がその役割を担うことを定めています。

自治推進委員会は、市長からの諮問に応じて協議や定期的な評価を行い、その結果を市長に答申します。

定期的な評価の対象には、第9条で規定する、当該年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況の取りまとめ結果などが挙げられます。

第5章 条例の見直し等

第28条 条例の見直し

第28条 市長は、この条例が日進市の市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進にふさわしいものかどうかを市民参加の下に検証し、その結果に基づきこの条例の見直し等必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の見直し等について規定しています。

【解説】

この条例そのものについても市民参加の下で検証し、必要があれば改正のほか規則やルールの見直しなども含めた措置をとることを定めています。

これは、社会情勢などの変化に対応するため、定期的な検証とその結果による必要な措置について、制度として保障するものです。検証の時期については特に定めていませんが、日進市自治基本条例の見直しに合わせて実施することが望ましいといえます。

第29条 委任

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の執行機関が別に定める。

【趣旨】

本条は、委任について規定しています。

【解説】

この条例の施行に関して必要な事項については、別に定めることとしています。

附 則

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際既に策定に着手している対象事項については、この条例の規定は適用しない。この場合において、市の執行機関は、この条例の趣旨を踏まえ、当該対象事項については、第8条に規定する市民参加の手続を実施するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条例の施行期日及び経過措置について規定しています。

条例の施行については、庁内調整や市民への周知を図る期間を置くこととし、平成24年10月1日とします。

【解説】

○第1項 条例の施行期日について定めています。

この条例は、平成24年3月28日に制定されましたが、広く市民に周知する必要があるため、周知を図る期間を考慮して、平成24年10月1日から施行します。

○第2項 この条例の公布から施行までの経過措置として、この条例の施行の際、既に策定に着手している対象事項については、この条例の規定は適用しないことを定めています。

ただし、この条例が公布され、その内容が周知されていることから、この条例の趣旨を踏まえ、第8条に規定する市民参加の手続の実施に努めることとしています。

日進市市民参加及び市民自治活動条例

平成24年 3月28日
条例第 2号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 市民参加

第1節 通則（第7条－第10条）

第2節 附属機関等（第11条－第13条）

第3節 ワークショップ（第14条－第16条）

第4節 パブリックコメント手続の実施等（第17条）

第5節 意向調査の実施等（第18条）

第6節 説明会等の開催等（第19条）

第3章 市民自治活動の支援及び協働

第1節 市民自治活動の支援及び協働の原則（第20条）

第2節 市の執行機関の施策（第21条）

第3節 協働事業の提案（第22条－第26条）

第4章 自治推進委員会による協議及び評価（第27条）

第5章 条例の見直し等（第28条・第29条）

附則

わたしたちは、日進市が安全で安心して幸せに暮らし続けられるまちであることを望んでいます。

そのためには、市民一人ひとりが責任と役割を自覚して市政に参加するとともに、NPO、住民自治組織等による市民自治活動を通して、市議会や市の執行機関と協働し、課題解決に取り組んでいくことが大切です。

日進市では、これまでも、様々な分野で活発な市民参加や市民自治活動が展開されてきました。このような経緯を踏まえ、今後も市民が主役のまちづくりを継続し、発展させるためには、誰にでも分かりやすいかたちで一定のルールを定めておくことが必要です。

ここに、市民の自主的な参加と市民自治活動を通して、豊かで活力あふれる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号。以下「自治基本条例」という。）第15条第5項及び第16条第5項の規定に基づき、市民参加及び市民自治活動に関し基本的な事項を定めることにより、市民主体の自治の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

- (1) 市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。
- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民参加 市政にかかわる政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民の意見を幅広く反映させるために、市民が自主的にかかわることをいう。
- (4) 協働 自治基本条例第3条第2号に規定する協働をいう。
- (5) コミュニティ 自治基本条例第3条第3号に規定するコミュニティをいう。
- (6) 市民自治活動 自治基本条例第3条第4号に規定する市民自治活動をいう。
- (7) 協働事業 市民自治活動についてコミュニティ及び市の執行機関が協働で実施する事業をいう。
- (8) 附属機関等 法律又は条例の定めるところにより調停、審査、諮問又は調査のため市の執行機関が設置する附属機関及び要綱等の定めるところにより専門知識の導入、市政に対する市民の意見の反映等を目的として市の執行機関が設置するものをいう。
- (9) ワークショップ 市民と市の執行機関及び市民同士が一緒に話し合い、自由な議論を通して一定の合意形成を図る手法をいう。
- (10) パブリックコメント手続 第7条第1項各号に規定する事項（以下「対象事項」という。）の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出方法及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて市民の意見を求める手続をいう。
- (11) 意向調査 市の執行機関が調査項目を設定し、一定期間内に市民から回答を求める調査をいう。
- (12) 説明会等 市の執行機関が広く市民及び利害関係者に対して対象事項の案を示して説明をし、意見を求める場をいう。

（市民の役割及び責務）

第3条 市民は、自治の担い手として、市政に関心を持ち、積極的に市政へ参加するよう努めるものとする。

2 市民は、市政への参加に当たっては、自らの責任の範囲で発言し、又は行動するものとする。

3 市民は、市政への参加に当たっては、互いの意見及び立場を尊重するとともに、参加できない市民に対しての説明責任を果たすなど、さまざまな意見及び立場に配慮し、日進市全体の利益を考慮するよう努めるものとする。

（コミュニティの役割及び責務）

第4条 コミュニティは、市民自治活動の主体として、地域の課題解決に取り組むものとする。

2 コミュニティは、市の執行機関から市民自治活動に対する支援を受け、又は協働事業を実施する場合は、その活動の公共性及び公益性について考慮するよう努めるものとする。

3 コミュニティは、自らの市民自治活動が多くの人に理解されるよう努めるものとする。

る。

(市の執行機関の役割及び責務)

第5条 市の執行機関は、年齢、性別、障害の有無、国籍その他社会的地位によるもの等にかかわらず、誰もが参加しやすい場及び機会を提供しなければならない。

2 市の執行機関は、市民参加及び市民自治活動を推進するため、市政に関する情報を公開しなければならない。

3 市の執行機関は、日進市未来をつくる子ども条例（平成21年日進市条例第24号）の理念にのっとり、子どもの市政への参加を推進するよう努めるものとする。

4 市の執行機関は、あらかじめ市民参加の範囲を明確にするとともに、市民参加の手続によって得られた意見を公平かつ総合的に検討し、施策へ反映するよう努めるものとする。

5 市の執行機関は、市民参加の手続によって得られた意見の検討の経過及び結果について、市民に説明しなければならない。

6 市の執行機関は、市民自治活動の支援及び協働を推進するために、必要な施策を実施し、環境の整備を行わなければならない。

7 市の執行機関は、市民自治活動の支援及び協働の推進について、公平性及び公正性を確保するよう努めるものとする。

(市議会への市民参加の推進)

第6条 市議会は、日進市議会基本条例（平成23年日進市条例第1号）の理念にのっとり、市議会への市民参加を推進するよう努めるものとする。

第2章 市民参加

第1節 通則

(市民参加の手続の対象)

第7条 市の執行機関は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。

(1) 日進市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃

(3) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 広く市民の公共の用に供される施設の設置等についての基本計画等の策定又は変更

2 市の執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市民参加の手続を行わないことができる。

(1) 緊急に行わなければならないもの

(2) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの

(3) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの

(4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他金銭の徴収に関するもの

3 市の執行機関は、前項の規定により市民参加の手続を行わないこととしたものについては、その理由を公表しなければならない。

4 市の執行機関は、対象事項以外のものについても、市民参加の手続を行うよう努めるものとする。

(市民参加の手続の方法)

第8条 市の執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手続を行うときは、市民参加の手続によって得られた意見を施策に反映できるよう、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、2以上の方法により行わなければならない。

- (1) 附属機関等の設置
- (2) ワークショップの開催
- (3) パブリックコメント手続の実施
- (4) 意向調査の実施
- (5) 説明会等の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

2 前項の規定にかかわらず、法令に基づき実施する対象事項で、当該法令に市民からの意見の聴取に関する手続が定められているものについては、当該法令に定められている市民からの意見の聴取に関する手続（以下「法定手続」という。）が1の方法の場合には、同項各号に掲げる方法のうち法定手続とは異なるものを1以上の方法により行わなければならない。

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を取りまとめて公表しなければならない。

(公表の方法)

第10条 この条例の規定による公表は、次に掲げる方法のうちから、2以上の方法により行わなければならない。

- (1) 当該公表事項を所管する部署の窓口、情報公開窓口又は日進市の公共施設での閲覧又は配布
- (2) 日進市の広報紙への掲載
- (3) 日進市のホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

第2節 附属機関等

(附属機関等の委員)

第11条 市の執行機関は、附属機関等の委員（以下「委員」という。）について、別に定めるところにより、性別、年齢構成、委員の在任期間、他の附属機関等の委員との兼職状況等に配慮し、選任しなければならない。

2 市の執行機関は、委員の選任に当たっては、公募により選考する市民を含めなければならない。ただし、附属機関等の設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。

3 委員の公募に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(会議の公開)

第12条 市の執行機関は、附属機関等の会議を開催しようとするときは、開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

2 附属機関等の会議は、公開しなければならない。ただし、会議の全部又は一部を公開

しないことができる。

3 市の執行機関は、附属機関等の会議の公開に当たっては、非公開情報を除き、当該会議の会議資料を傍聴者の閲覧に供しなければならない。

4 第2項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、あらかじめその理由等を公表しなければならない。

5 第2項に規定する会議の公開については、市の執行機関が別に定める。

(会議録の作成及び公表)

第13条 市の執行機関は、附属機関等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、公表しなければならない。

第3節 ワークショップ

(ワークショップの公開)

第14条 市の執行機関は、ワークショップを開催しようとするときは、開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。

2 ワークショップは、公開しなければならない。

3 市の執行機関は、ワークショップの公開に当たっては、当該ワークショップで使用する資料を傍聴者の閲覧に供しなければならない。

(ワークショップの運営)

第15条 市の執行機関は、ワークショップを開催するときは、分かりやすい資料の作成及び説明を行うよう努め、市民と市の執行機関及び市民同士が一緒に話し合い、自由な議論を通して一定の合意形成を図ることができるような運営に努めるものとする。

2 ワークショップの参加者は、その運営に協力するよう努めるものとする。

(開催記録の作成及び公表)

第16条 市の執行機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表しなければならない。

第4節 パブリックコメント手続の実施等

第17条 市の執行機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象事項の案、意見の提出方法、意見提出期間等を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、パブリックコメント手続を実施するに当たり、分かりやすい資料の作成及び説明を行うよう努めるものとする。

3 市の執行機関は、パブリックコメント手続によって提出された意見(以下「提出意見」という。)を考慮して、対象事項についての意思決定を行うよう努めるものとする。

4 市の執行機関は、提出意見の内容及び提出意見を考慮した結果(対象事項の案の修正を行った場合はその内容を含む。)を公表しなければならない。

5 パブリックコメント手続の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

第5節 意向調査の実施等

第18条 市の執行機関は、意向調査を実施しようとするときは、実施時期、目的、対象者、内容等を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、意向調査を実施するに当たり、分かりやすい資料の作成を行うよう努めるものとする。

3 市の執行機関は、意向調査を実施したときは、その結果を、非公開情報を除き、公表しなければならない。

第6節 説明会等の開催等

第19条 市の執行機関は、説明会等を開催しようとするときは、開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。

2 市の執行機関は、説明会等を開催するに当たり、分かりやすい資料の作成及び説明を行うよう努めるものとする。

3 市の執行機関は、説明会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、公表しなければならない。

第3章 市民自治活動の支援及び協働

第1節 市民自治活動の支援及び協働の原則

第20条 市の執行機関が市民自治活動を支援し、又はコミュニティ及び市の執行機関が協働を推進するに当たっては、次に掲げる原則を遵守しなければならない。

(1) 対等の原則 対等な立場に立ち、互いの自主性及び自立性を尊重する。

(2) 相互理解の原則 互いの立場及び特徴に違いがあることを認識し、相互の信頼関係を築く。

(3) 共有の原則 解決すべき課題並びに協働事業の目的、目標及び実施に必要な情報を相互に提供し、共有する。

(4) 役割分担の原則 互いの立場及び特徴を活かした役割及び責務を果たす。

(5) 透明性の原則 市民自治活動の支援及び協働の過程における情報を公開し、透明性を確保する。

第2節 市の執行機関の施策

第21条 市の執行機関は、市民自治活動を支援し、コミュニティとの協働を推進するために、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(1) 日進市が設置する活動拠点の管理運営に関すること。

(2) 市民自治活動への助成に関すること。

(3) 市民自治活動に関する情報の受発信に関すること。

(4) コミュニティにおける交流の場づくりに関すること。

(5) コミュニティ及び市職員の人材の育成等に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市民自治活動の支援及び協働の推進に必要なこと。

2 市の執行機関は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たり、必要に応じてコミュニティと連携を図るよう努めるものとする。

第3節 協働事業の提案

(協働事業の提案)

第22条 コミュニティは、市の執行機関に対して、協働事業の提案を行うことができる。

2 市の執行機関は、前項の提案があった場合は、その内容を審査し、当該提案をしたコミュニティに対して、審査の結果を説明しなければならない。

3 協働事業の提案に関して必要な事項については、市長が別に定める。

(団体登録)

第23条 協働事業の提案を行おうとするコミュニティは、あらかじめ市長に申請し、団

体登録を受けなければならない。

2 市長は、必要に応じて団体登録の内容を公開することができる。

3 団体登録の手続に関して必要な事項については、市長が別に定める。

(協働事業の報告)

第24条 コミュニティは、協働事業が完了したときは、事業報告書を市の執行機関に提出しなければならない。

(協働事業の評価)

第25条 コミュニティ及び市の執行機関は、前条の事業報告書に基づき、協働事業の評価を行わなければならない。

(協働事業の公表)

第26条 市の執行機関は、第20条第5号に規定する透明性の原則に基づき、協働事業に関する情報を公表しなければならない。

第4章 自治推進委員会による協議及び評価

第27条 日進市自治推進委員会条例（平成19年日進市条例第30号）の規定により設置される日進市自治推進委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に基づく市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項を協議するとともに、定期的な評価を行い、その結果を市長に答申するものとする。

第5章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第28条 市長は、この条例が日進市の市民参加及び市民自治活動の支援及び協働の推進にふさわしいものかどうかを市民参加の下に検証し、その結果に基づきこの条例の見直し等必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定に着手している対象事項については、この条例の規定は適用しない。この場合において、市の執行機関は、この条例の趣旨を踏まえ、当該対象事項については、第8条に規定する市民参加の手続を実施するよう努めなければならない。

日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則

平成24年 3月29日

規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市市民参加及び市民自治活動条例（平成24年日進市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表事項)

第3条 条例第9条の規定により市民参加の手続の実施予定を公表するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 市民参加の手続の対象事項
- (2) 市民参加の手続の方法
- (3) 市民参加の手続の実施時期
- (4) 当該対象事項を所管する部署
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第9条の規定による市民参加の手続の実施状況を公表するときは、前項第1号から第4号までに掲げるもののほか、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 市民参加の手続への参加者数
- (2) 条例第7条第3項の規定により公表する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(附属機関等の設置)

第4条 市の執行機関は、附属機関等の設置にあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 設置目的、所掌事項、委員の構成について明確にする。
- (2) 臨時的な附属機関等については、設置期限を明示する。

2 附属機関等を所管する部の長（以下「所管部長」という。）は、附属機関等を設置しようとするときは、あらかじめ企画部長に協議しなければならない。

(委員の選任)

第5条 市の執行機関は、附属機関等の機能を十分に発揮させるため、附属機関等の委員の選任については、法令等の定めのほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。ただし、法令等に定めがある場合又は当該附属機関等の性質に照らしやむを得ないと市長が認める場合は、これを適用しないことができる。

- (1) 幅広い年齢層から選任する。
- (2) 女性の登用割合は、委員の総数の概ね35パーセント以上とする。
- (3) 同一の附属機関等における委員の在任期間は、就任時において通算して10年を超えてはならない。

- (4) 同一人を委員として選任できる附属機関等の数は、3機関までとする。
- (5) 団体等からの委員選任については、当該団体等の長に限定した委員選任を行わず、他の附属機関等との重複選任を避けなければならない。
- (6) 市職員は、委員に選任してはならない。
- (7) 市退職職員は、委員に選任してはならない。ただし、委員を公募する場合は、この限りでない。
- (8) 市議会議員は、立法機関としての性格に照らし、法令等に定めがある場合その他特別な事情が認められる場合を除き、委員に選任してはならない。

- 2 所管部長は、委員を選任しようとするときは、あらかじめ企画部長に協議しなければならない。
- 3 附属機関等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表しなければならない。

(委員の公募)

第6条 市の執行機関は、条例第11条の規定により委員を公募する場合は、その選考方法に公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、委員に公募により選考する市民を含めないことができる。

- (1) 処分（日進市行政手続条例（平成9年日進市条例第32号）第2条に規定する処分をいう。）に関する審議等を行うもの
- (2) 法令等により委員の構成が規定されているもの
- (3) 附属機関等の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの

- 3 市の執行機関は、委員を公募しようとするときは、次に掲げる事項を定めた募集要項を公表しなければならない。

- (1) 附属機関等の名称及び所掌事項
- (2) 委員の任期
- (3) 会議開催の予定時期及び予定回数
- (4) 報酬等の有無
- (5) 募集する委員の人数
- (6) 応募資格
- (7) 応募方法
- (8) 選考方法
- (9) 選考結果の通知方法
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項
(廃止又は統合)

第7条 市の執行機関は、附属機関等のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合しなければならない。

- (1) 設置目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの

(5) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

(6) その他市行政の簡素、効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

2 所管部長は、附属機関等の廃止又は統合をしようとするときは、あらかじめ企画部長に協議しなければならない。

(会議開催の事前公表)

第8条 市の執行機関は、附属機関等の会議を開催しようとするときは、次に掲げる事項を当該会議の開催予定日の2週間前までに公表しなければならない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 会議の議題

(5) 会議の公開、非公開の別

(6) 会議の全部又は一部を非公開にする場合においては、その理由

(7) 傍聴者の定員及び傍聴の手続

(会議の公開の方法)

第9条 条例第12条に規定する附属機関等の会議の公開は、希望する者に傍聴を認める方法により行う。

(傍聴の定員)

第10条 傍聴者の定員は5名以上とし、会議の開催場所の規模に応じて、市の執行機関が別に定める。

(傍聴の手続)

第11条 会議の傍聴を希望する者は、住所及び氏名を明らかにして事前に申込みしなければならない。

2 傍聴者は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が定員を超えることが明らかな場合は、抽選によることができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従わなければならない。

(入場の制限)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入ることができない。

(1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(3) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の進行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第13条 傍聴者は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議の進行に関する発言や可否を表明しないこと。

- (2) みだりに席を離れ、又は会議の進行の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、当該附属機関等の長の許可を得た者は、この限りでない。

2 会議を円滑に進行するため必要な場合は、傍聴者は、当該附属機関等の長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 当該附属機関等の長は、傍聴者が前条第1項各号のいずれかに違反すると認めるときはこれを制止し、従わないときは退場させることができる。

(会議の非公開)

第15条 附属機関等の会議の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令又は条例等により会議が非公開とされている場合
- (2) 日進市情報公開条例（平成11年日進市条例第1号）第6条の規定に該当する事項に関し審議を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の進行に著しい支障が生ずると認められる場合

(非公開の決定)

第16条 附属機関等は、会議の非公開の決定を、附属機関等の長又は委員の発議により出席委員総数の3分の2以上の多数で議決した場合に行う。

2 前項の発議があったときは、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

3 初めて開催する会議の非公開の決定については、所管部署において確認した当該附属機関等の委員の総意に基づき、附属機関等を代表する者（附属機関等を代表する者が決定されていない場合は、会議の開催権限を有する者）が行う。

(会議録の記載事項)

第17条 条例第13条に規定する会議録には、第8条第1号から第6号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (2) 説明のために出席した職員の職氏名
- (3) 傍聴者の人数
- (4) 発言の内容又は要旨
- (5) 附属機関等の会議において必要と認めた事項

(ワークショップ開催の事前公表)

第18条 市の執行機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を当該ワークショップの開催予定日の2週間前までに公表しなければならない。

- (1) ワークショップの名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) ワークショップの議題
- (5) ワークショップの公開、非公開の別
- (6) ワークショップの全部又は一部を非公開にする場合においては、その理由

(7) 傍聴者の定員及び傍聴の手続

(ワークショップの開催記録の記載事項)

第19条 条例第16条に規定するワークショップの開催記録には、前条第1号から第6号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 参加者の人数
- (2) 参加した職員の職氏名
- (3) 傍聴者の人数
- (4) 議論の経過及び合意形成の内容又は要旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ワークショップにおいて必要と認めた事項
(パブリックコメント手続の対象)

第20条 市の執行機関は、条例第7条第1項第1号に規定する対象事項は、条例第17条に規定するパブリックコメント手続を実施しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、条例第7条第2項各号に定めるもののほか、附属機関等が、条例第17条に規定するパブリックコメント手続を経て市の執行機関に報告又は答申を行った場合において、市の執行機関が当該報告又は答申を尊重して対象事項を実施するときには、市の執行機関はパブリックコメント手続を行わないことができる。

(パブリックコメント手続実施の事前公表)

第21条 市の執行機関はパブリックコメント手続を実施しようとするときは、条例第17条第1項に規定するもののほか、次に掲げる資料を意見提出期間が始まる日の前日までに公表しなければならない。

- (1) 対象事項を実施する趣旨及び目的
- (2) 対象事項の案を附属機関等で審議に付した場合にあっては、当該審議の内容を記した資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める資料
- (4) 前3号に掲げる資料の備え付け場所

2 市の執行機関は、当該パブリックコメント手続の実施についての予告に努める。

(意見の提出方法)

第22条 市の執行機関は、次に掲げる方法により、対象事項の案に対する市民からの意見の提出を受理することができる。

- (1) 当該対象事項を所管する部署の窓口又は日進市の公共施設の窓口への提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

2 意見の提出をしようとする市民は、住所又は所在地及び氏名又は名称その他市の執行機関が定める事項を明記しなければならない。

(意見提出期間)

第23条 意見提出期間は、1か月程度を目安として市の執行機関が別に定める。

(意向調査実施の事前公表)

第24条 市の執行機関は、意向調査を実施しようとするときは、次に掲げる事項を当該

意向調査の実施予定日の2週間前までに公表しなければならない。

- (1) 意向調査の名称
- (2) 意向調査の目的
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 意向調査の方法
- (5) 意向調査の対象者
- (6) 意向調査の内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項
(意向調査の結果の記載事項)

第25条 条例第18条に規定する意向調査の結果には、前条第1号から第6号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 意向調査の回答率
- (2) 意向調査の集計結果
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項
(説明会等開催の事前公表)

第26条 市の執行機関は、説明会等を開催しようとするときは、次に掲げる事項を当該説明会等の開催予定日の2週間前までに公表しなければならない。

- (1) 説明会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 説明会等の議題
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項
(説明会等の開催記録の記載事項)

第27条 条例第19条に規定する説明会等の開催記録には、前条第1号から第4号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 参加人数
- (2) 発言の内容又は要旨
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項
(協働事業提案の手続)

第28条 条例第22条に規定する協働事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 日進市内で行われる事業であること。
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の別表に掲げる分野のいずれかに該当する事業であること。
- (3) 事業の成果が、市民や日進市に広く還元される公共性及び公益性の高い事業であること。
- (4) 協働で実施することにより、コミュニティ又は市の執行機関が単独で実施する場合より大きな成果が期待できる事業であること。
- (5) コミュニティ及び市の執行機関の役割分担が明確かつ適切な事業であること。

2 条例第22条の規定により協働事業を行おうとするコミュニティは、事業内容、期待

される事業の成果、役割分担の内容その他市の執行機関が定める事項の分かる書類を添えて、市の執行機関に提案しなければならない。

3 市の執行機関は、前項の提案があったときは、協働事業実施の可否を決定し、当該コミュニティに通知する。

4 協働事業の募集及び審査に関して必要な事項は、市の執行機関が別に定める。

(団体登録の手続)

第29条 条例第23条の規定により団体登録を受けようとするコミュニティは、団体の名称、代表者名、活動内容、財政状況その他市長が定める事項の分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録の可否を決定し、当該コミュニティに通知する。

3 コミュニティは、団体登録の内容に変更が生じたとき又は団体登録を取り消すときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 団体登録の申請及び可否の決定に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市の執行機関が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

2 日進市自治推進委員会規則（平成19年日進市規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 条例第2条第2号に定めるその他自治の推進に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)に規定する委任条例(以下「委任条例」という。)の制定及び見直し並びに委任条例の推進に必要な事項の協議及び評価に関する事項</p> <p>(2) 略</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 条例第2条第2号に定めるその他自治の推進に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)に規定する委任条例の制定及び見直しに関する事項</p> <p>(2) 略</p>